

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当等支給事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、児童手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

交野市長

## 公表日

令和5年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等支給事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする ②所得情報を照会し、支給額の判定をする ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う ④公的給付支給等口座を照会し、支給口座を確認する
③システムの名称	福祉総合システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。）第40条、第40条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23号  2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87、106の項 ・別表第二省令第19条、第44条、第53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	交野市天野が原町5-5-1 健やか部子育て支援課 072-893-6406
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	交野市私部1-1-1 総務部総務課 072-892-0121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	交野市天野が原町5-5-1 健やか部子育て支援課 072-893-6406

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 真鍋 成史	②所属長 課長 島田 国久	事後	
平成28年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成28年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の74の項及び75の項	1 情報紹介の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第40条 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び	事後	
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島田 国久	②所属長 課長 福田 美樹	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点か	平成26年10月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点か	平成26年10月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	新様式(H31.1.1)による5年ごとの再評価	旧様式	新様式	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和5年1月1日	評価書名	児童手当等給付事務	児童手当等支給事務	事後	
令和5年1月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	交野市は、児童手当給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	交野市は、児童手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称	児童手当等給付事務	児童手当等支給事務	事後	
令和5年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする②所得情報を照会し、支給額の判定をする。③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする ②所得情報を照会し、支給額の判定をする ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う	事後	
令和5年1月1日	2. 特定個人情報ファイル名	受給者情報ファイル	児童手当情報ファイル	事後	
令和5年1月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第23号	事後	
令和5年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第40条 2 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び87の項 別表第二省令第19条及び第44条	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第40条、第40条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第23号	事後	